

児童手当を受ける際は、申請が必要です

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)



児童手当は申請に基づいて支給します。出生・転入などにより受給資格が生じた場合は、すみやかに住所地の市区町村の窓口で請求の手続きをしてください。

■支給対象

日本国内に住所がある、中学校修了前までの児童を養育している人

■手続きに必要なもの

- ①請求者名義の金融機関の通帳
- ②請求者の健康保険証の写し
- ③本人確認書類(運転免許証など)
- ④その他必要な書類

■支給時期

手当は原則として年3回(2月、6月、10月の各15日にそれぞれの前月分まで)支給します。

※申請月の翌月から支給が開始され、支給事由が消滅した日の属する月分で終わります。

※支給開始月の特例として、転入または出産などにより請求ができなかった場合、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求すれば、転入日などの属する月の翌月分から支給が開始されます。

■支給額

①所得制限限度額未満	
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満	
一律(特例給付)	5,000円

※第3子以降とは、高校卒業程度(18歳の誕生日後、最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降です。

■所得の目安

扶養親族などの数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
以降1人につき	38万円加算	

※70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合、1人につき6万円加算。

こんな時にも手続きが必要です

■所得上限限度額を下回ったとき

児童手当の支給額は、令和4年中(1月分～5月分までは令和3年中)の所得額で判定します。現在、所得上限限度額を超えるなどして、児童手当が支給されていない人の所得額が限度額未満になった場合は、**5月末まで**に申請が必要です。また年度途中で所得更正などにより、所得上限限度額を下回った場合も申請ください。

※申請が遅れると支給されない月が生じる場合があります。自動的に支給されません。

■受給者が他の市町村へ転出するとき

みやま市での受給資格が消滅します。支給事由消滅届の提出が必要です。

■その他

- ①新たに受給資格が生じたとき
- ②支給対象の児童の人数が変更になったとき
- ③氏名・市内での住所が変更になったときなど



おくやみ手続きのサポートを開始します

問 市民課 ワンストップ窓口推進担当 (Tel64-1513)



5月1日からおくやみ手続きの窓口を開設します。「どこに行けばいいのかわからない」「何度も同じことを書かなければならない」といったこれまでの煩わしさに対応し、大切な方を亡くされたご遺族の負担を少しでも軽減できるよう市役所での手続きの支援を行います。

■利用方法

おくやみ手続きのために来庁される際は、まず本庁市民課または支所市民サービス係にお越しください。必要な手続きと窓口をご案内します。



■手続きの流れ

おくやみ手続きハンドブックの配布

死亡届提出の際に、市役所での手続き一覧を記載したハンドブックをお渡しして、必要な手続きや窓口の場所をご案内します。

point1

基本情報シートの準備

亡くなった方の情報などを記入する「基本情報シート(※1)」を事前にご準備頂くと、当日のお手続き時間の短縮となります。

point2

市役所での各手続き

必要な情報が印字された各課への届出書をお渡しするので、何度も同じことを書く必要がなくなります。

※1…「おくやみ手続きハンドブック」・「基本情報シート」は、市ホームページにも掲載しています。



▲市ホームページ



マイナポイント申込期限が9月末に延長されました

問 市民課 住民係 (Tel88-9737)



マイナポイント申込手続き期限が9月末に延長されました。これに伴い、「マイナンバーカード&マイナポイント申請・支援サービス会場」も9月末まで延長します(マイナポイントは、令和5年2月末までに申請した人が対象です)。

■受付場所 みやま市立図書館カフェスペース(瀬高)

■受付日時 日曜および火曜～金曜。午前10時～午後5時30分

※決済サービスごとに申請期限などが異なります。決済サービスの申請およびチャージはお早めに。※詳しくは総務省ホームページをご確認ください。



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

問 福祉課 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、住民の皆さんの最も身近な相談相手として、社会福祉の増進に努めています。子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う児童委員も兼ねています。

■困っている人と関係機関をつなぐパイプ役
介護の悩みや子育ての不安、経済的困窮による生活上の心配ごとなどの相談に応じています。相談内容に応じて関係機関へのつなぎ役となり、高齢者や障がいのある人の見守り、子どもたちへの声かけなどを行います。

■民生委員・児童委員は、活動で知りえた情報を漏らしてはならない「守秘義務」があります。

■民生委員・児童委員の日
民生委員・児童委員の活動を進めるには、住民の皆さんとの信頼関係を築いていくことが大切です。全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定め、PR活動を行っています。この機会に民生委員・児童委員の存在や活動について関心を深めて、活動へのご理解、ご協力をお願いいたします。

■民生委員・児童委員のマーク
民生委員・児童委員に交付される徽章は、幸せのシンボルである四葉のクローバーの中に民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどっています。



市役所の仕事で聞きたいことはありませんか(出前講座)

問 社会教育課 社会教育係 (Tel32-9180、Fax32-9192)

職員が皆さんのもとへ出向いて、市民生活に関することや市政の仕組みなどについて説明します。

■対象
市内在住または通勤している10人以上の団体

■内容(全61講座)
防災関係講座・軽スポーツ紹介・予防救急教室などが人気メニューです。

【新メニュー】
▽家庭で取り組む防災対策▽地域防災力向上のために▽誰一人取り残さない防災へ▽ワンヘルス▽LGBTQ+(性的少数者)と人権▽高齢者の暮らしを支える総合窓口▽地域通貨について

■開催時間・場所
午前9時から午後9時まで(土曜・日曜含む)の間で2時間以内。市内の会場を手にしてください。

■申し込み方法
講座担当課と打ち合わせし、開催希望日の2週間前までに、申請書を社会教育係へ持参・郵送・ファクスしてください。

※申請書は社会教育係、市民課住民係、高田支所市民サービス係、総合市民センター、まいピア高田、山川市民センターに配置しています。市ホームページからダウンロードもできます。

※特定の政治・宗教または営利を目的とした催しなどには、職員を派遣できない場合があります。

※出前講座は学習の場です。派遣職員の説明に対する質問や建設的な意見交換は含みますが、苦情を述べる場ではありません。

※福岡県などでも出前講座を行っています。詳しくは社会教育係まで問い合わせください。



老朽危険家屋などの除去費用を補助します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540)



■対象となる家屋
事業者が除却工事を行うもので、次の要件を全て満たした建築物

- ①みやま市内の空き家など
- ②放置され、周辺の住環境を悪化させている木造もしくは軽量鉄骨造の建築物
- ③家屋などの老朽危険度の判定が市の基準を満たすもの
- ④所有権以外の権利が設定されていない建築物(権利を有する者からの承諾を得たものを除く)
- ⑤公共事業に伴う移転、建て替えその他の保障の対象となっていない建築物

■補助額
家屋などの除去や処分費用の2分の1以内(上限45万円)
※同一敷地内で1回限り。
※予算の範囲内で先着順。

■申請前に相談ください。
交付決定前に工事に着手した場合は補助の対象となりません。

■申請方法など詳しくは問い合わせください。

住宅耐震改修工事費を補助します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540)



■対象者
市税などを滞納しておらず、当該住宅を所有しているまたは居住している人

■対象となる住宅
市内にある昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法による木造戸建ての住宅

■対象となる工事
(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする補強工事

■補助額
耐震改修工事費用の2分の1(上限60万円)
※予算の範囲内で先着順。

■令和6年2月末日までに完了報告することが条件です。工事中、工事後の申請は受け付けられません。

■申請方法など詳しくは問い合わせください。

みやま市への企業の進出、事業拡大をサポートします

問 商工観光課 企業誘致推進室 (Tel64-1543)



市内に工場などを新設・増設する企業は、優遇制度がありますので相談ください。

■内容

- ①3年間固定資産税の課税免除
- ②操業開始から3年以上にみやま市民を3人以上雇用した場合、1人あたり30万円の奨励金を交付(総額1500万円以内)
- ※1年以上雇用すること。

■要件

- ①新設・増設に要した投下固定資産(土地含む)の取得価格が2700万円を超えていること
- ②従業員を5人以上雇用していること

■企業誘致用地等登録制度
5千平方メートル以上の私有地を企業誘致用地として登録し、企業が立地して操業開始に至った場合、その登録者に報奨金を支払います。

ブロック塀などの撤去費を補助します

問 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1540)



■対象者
次の要件を全て満たす人

- ①同一敷地で過去に同じ内容の補助金を受けたことがない人
- ②市税の滞納がない人
- ③暴力団関係者でない人

■対象となる工事
市内の道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀などを全てまたは一部撤去する工事で、他の補助金を受けていないもの

※診断カルテで40点未満が条件。

■補助額
撤去費用の3分の2(上限16万円)

※予算の範囲内で先着順。

■交付申請には事前相談が必要です。補助金交付決定前に工事に着手した場合は補助の対象となりません。

■申請方法など詳しくは問い合わせください。